

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 令和元年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開催日時 令和2年3月23日(月) 14時00分～15時30分
3. 評議員現在数及び定足数  
総数20名、定足数11名
4. 出席評議員数15名  
(出席) 安部俊朗、遠藤雅也、亀井美登里、蒲生恵美、菅いづみ、北島秀明、橘本賢次郎、久保英明、桑崎俊昭、榊原仁嗣、佐藤潔、椎橋良太郎、清水秀樹、成松義文、笛木正司  
(欠席) 佐藤秀隆、宗林さおり、寺島大悟、武藤正樹、若尾修司  
(出席監事) 西本恭彦、松田紘一郎  
(出席理事) 下田智久
5. 議案  
第1号議案 評議員会議長の選定  
第2号議案 役員候補選出委員の選任  
報告事項 1. 令和2年度事業計画  
2. 令和2年度収支予算  
3. 特定保健用食品公正取引協議会の設立準備について  
4. 疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業について  
5. 会員・会費体系検討委員会の報告について

### 6. 会議の概要

会議の冒頭、事務局長から、本日の臨時評議員会は政府及び厚生労働省より出されている新型コロナウイルス感染症対策に基づき感染防止策を講じて開催させていただいた旨の説明をして各評議員の了承を得た。

#### 第1号議案 評議員会議長の選定

本日の臨時評議員会は令和元年6月24日開催の定時評議員会で改選された新評議員での初めての評議員会の開催となるので、各出席評議員の紹介の後、新評議員会議長を決めるため選定に入った。評議員会議長は評議員の互選となっているので事務局より立候補者を募ったところ、前回の議長であった成松義文評議員が推薦され、審議の結果、出席評議員全員一致で議長に選定された。

議長より、現在の評議員の総数は20名、そのうち10名は新しい評議員で構成されている。また新たな評議員会メンバーで活発に運営していきたいのでよろしくお願

したい。評議員は4年の任期で様々な意見を集約し適切に理事会等の運営に提案する役割を持っている。今までも2年ほどかけて評議員会の意見を集約し理事会に提案した経緯があるが、今後とも、評議員会の役割を十分意識しながら健全な運営をしていきたいので、評議員の皆様方から活発な意見出していただけるようお願いしたいとの挨拶があった。

(1) 定足数の確認等

議長より定足数についての確認があり、事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。併せて、鈴木恭蔵評議員から1月20日付けで健康上の理由により退任の届出があったとの報告がされた。

議長が定款第28条第2項に基づき、議事録署名人2名の選出について諮ったところ、安部評議員と遠藤評議員が出席評議員全員一致で選出された。

(2) 議案の審議状況

第2号議案 役員候補選出委員の選任

事務局より同議案の説明があった。説明によると理事の任期は2年で、今年の6月の定時評議員会で現在の理事の任期が切れることになり改選を予定している。新理事の選任は役員候補選出委員会を開催して評議員会に掛ける理事候補者を選出することになっている。現在の役員候補選出委員の任期は令和2年3月27日までとなっており、新しい委員を選出する必要がある。役員候補選手委員会規則で第3条で、委員は評議員会の議長を含む評議員2名、外部委員2名、事務局員1名、任期は同規則第8条で2年となっている。

事務局の説明のあと、議長から事務局に対し役員候補選出委員の案を求めたところ、事務局より3月9日に開催された業務執行理事会で検討された役員候補選出委員案の提出があった。選出委員案は、評議員会議長の成松義文氏、評議員枠のもう1名は、公益社団法人日本食品衛生協会専務理事の桑崎俊昭氏、外部委員枠の2名は公益財団法人日本医療機能評価機構専務理事の上田茂氏、元芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科(MOT)特任教授の馬場良雄氏、事務局員の1名は当協会事務局長の青山充氏の5名である。審議の結果、出席評議員全員一致で原案通り可決された。

選任された役員候補選出委員会委員は以下の通り

委員長	成松	義文
評議員	桑崎	俊昭
外部委員	上田	茂
外部委員	馬場	良雄
事務局	青山	充

### (3) 報告事項

#### 1. 令和2年度事業計画

議長の指示により、事務局長より、令和2年度事業の運営方針、総務部長より令和2年度事業計画について資料に基づき報告があった。

令和2年度事業の運営方針としては、多くの会員が望む行政とのパイプ役としての期待に応えるべく、一步も二歩も前に出る積極的な事業展開を図っていく。具体的には、いまだ会員比率が低い機能性表示食品の届出事業者を念頭に、入会しやすい仕組みづくりを進めていくほか、新規の会員事業者相談事業や、新たな会員向けの実務講座の開設などのセミナーの充実に加え、国内外最新情報の提供の充実、さらにはOEM部会(仮称)の設置など、会員サービスの向上を中心とした新規事業を計画している。また、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約の策定と公正取引協議会の設置については、令和2年度早々の事業開始をめざし、関係省庁との調整を行いながら、準備を進めていく。このような新たな事業推進のために事務局組織を改編し業務の効率化を図るとともに、従来の認定健康食品(JHFA)、健康食品GMP、及び安全性自主点検認証など協会の認定認証事業については、健康食品の安全性確保における重要な位置づけとして引き続き実施していく。

令和2年度事業計画(案)の具体的な取り組みは以下のとおり。

総務部関係では、将来的な協会組織づくりに向けて、会員・会費体系の変更に係る検討委員会を設置し検討を行った。その結果、会員・会費体系検討委員会の報告書でも詳しく報告されているが、令和2年度から新たに会員にとってメリットとなる事業の展開と協会の体制強化を図るとともに、会員入会時の負担軽減策として準会員制度を導入して新規会員の獲得を図りながら、ゆくゆくは現在の所属部制による会員体系を見直し、全ての会員が協会事業に同様に参加できるような仕組みを段階的に構築する。

JHFA認定事業では、現在の規格基準型の品質規格認定制度に加えて、令和2年度から新たに個別審査型を導入する。規格基準が設定されている現行JHFAの69食品群に該当しない個別製品にも対象を広げることで、JHFAの普及を図り、健康食品の信頼性向上に努める。新たに実施する個別審査型JHFA制度は、健康や機能性を意図して販売する製品について、適切な製品設計の観点で製品品質及び安全性を確保することを目的に製品の安全性・有効性・品質について、個別に製品審査を行い、合格した製品に対して認定を与えるものである。

また、将来的に健康食品の表示・広告部会に発展させることも視野に入れた会員事業者による意見交換の場を設ける。

健康食品GMP認証事業においては、GMP工場認定事業及び製品マーク認証事業を引き続き行うとともに、新たに「OEM部会」の設置、GMP初心者向けセミナーを実施する。

安全性自主点検認証事業では、例年通り実施する予定であるが、新たな認証制度（本質的安全性確認済みの原材料の受入を確実にする製造所におけるシステム認証）の構築に向けた作業に着手する。

新たに、「事業者向け健康食品いろいろ相談室（仮称）」を開設し、様々な分野及び領域での相談を行うことで、会員企業へのサービス向上と新規会員の獲得を進める。

機能性表示食品では、令和2年度も引き続き「届出支援事業」及び「分野別相談事業」を継続するとともに、部会活動においては、昨年同様広告部会で準備のもと、第3回目となる広告審査会を開催する。また、昨年に引き続き、機能性表示食品の届出経験の少ない、或いは、これから届出を目指そうとしている事業者を対象に、制度や届出資料作成全般に関する説明会や相談会を実施する。更に、本年2月に刊行した「機能性表示食品-届出資料作成の手引書-2020」や4月に刊行予定の「詳説 機能性表示食品制度」（別添 新書発刊のご案内）を通じて、機能性表示食品制度の更なる普及・発展に努める。

特定保健用食品については、事業者の申請支援を行うとともに、消費者庁から委託を受けた疾病リスク低減表示の拡充に関する調査事業の報告に関するフォローアップを行いながら、引き続き制度の活用や課題に取り組む特定保健用食品部の部会活動を支援する。

特別用途食品については、当協会から消費者庁への要望活動の成果として、総合栄養食品、とろみ調整用食品及び病者用組合せ食品の新規規格基準の導入が令和元年度に行われた。継続し事業者の新規申請を強力に支援する申請プロジェクトを昨年度立ち上げた。また、栄養機能食品（栄養強調表示をする食品等を含む）の製品企画等に関する相談事業を行う。

学術情報部関係では、学術誌の編集・発刊事業の継続と、健康食品相談業務についてはホームページ上での相談受付への移行等、受付体制の再構築の検討を行う。また、今までの健康食品等に関する情報の収集発信事業を大幅に見直し、当協会会員の事業活動に役立つ健康食品等に関する国内外の有用・重要情報を収集し、会員にタイムリーに提供する。また、引き続き食品保健指導士養成事業を実施する。

渉外広報室関係では、令和2年度から新規会員数の増を図るため、入会時の負担軽減策の導入や、会員のメリットを整理した案内パンフレットの活用、協会事業を充実することでアピールなど、今までとは違った方策で積極的な新規入会プロモーションを実施していく。

令和2年度に開始する特定保健用食品公正取引協議会関係では、現在まで、当協会では、特定保健用食品適正広告自主基準を制定し、特定保健用食品広告審査会と特定保健用食品広告部会を設置して、会員事業者の表示広告の審査を行ってきた。しかし、適正広告自主基準は法的に位置づけられていないため、運用には限界があったことから、令和2年度から、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約を制定するとともに、運営するための特定保健用食品公正取引協議会を設置し4番目の公益事業として行う。現在、公正競争規約及び施行規則等は、消費者庁によるパブリックコメントの募集中で、令和2年度に入ってから消費者庁及び公正取引委員会により認定を受けて制定される予定である。なお、公正競争規約及び施行規則等の認定後、内閣府へ公益事業の変更認定申請を行い、公4事業としての認定がなされ次第、公正取引協議会の事業を開始することとしたい。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

評議員： 公益法人法では新規事業については内閣府へ変更届あるいは変更認定申請の必要がある。新規公益事業はどのようになっているのか。また、資料P5に個別審査型 JHFA の導入とあるが、現時点で具体的に上がっているものがあつたら教えていただきたい。

部長： 現在、内閣府の担当者と相談させてもらっているが、規約についてパブコメにかかっており、最終的に承認されるのは5月末の予定だ。正式に承認されてから公益事業として認定申請してほしいということ言われている。

評議員： 変更届ということではなく、新たに認定申請を出すということか。また、どれ位時間がかかったのか。

事務局長： 認定申請ということになる。今年の夏ぐらいから担当レベルで、新規事業の内容や、定款については今まで行っている公益事業で読み込めるかどうか、変更の手続きを行う必要があるのか等、綿密な打ち合わせをして確認をしているが、結構な時間がかかる。また、これ等についての事業計画と予算を出す必要がある。

評議員： 規約の認定が下りてから申請をするということは、うまくいくだろうという見込みで出しているということですね。

事務局長： そういうことを目指して調整を続けている。

技術参与： 個別審査型 JHFA の制度を導入するにあたって、現行の JHFA 制度を取っている企業と打合せをしながら進めてきたが、現在、フコイダン等についていくつかの企業から話が来ている。

事務局長： 企業から規格基準が無いものについて JHFA の認定を取りたいと相談が来ることがあるのだが、その基準を作ろうとするとかなり時間がかかり進まないということがあった。そのために個別審査型 JHFA の制度を作ろうということになった。

議長： 資料 P17 の相談受付体制の再構築という部分で、ホームページ上での相談受付に移行とあるが、現在、年間で 200～300 件の相談を受け付けているが、今後、ホームページ上での相談受付をすると相談件数がかなり増えるのではないかと思われる。是非、消費者に目につくいい形で実施していただきたい。

## 2. 令和 2 年度収支予算

収支予算（案）については、経常収益は前年額より 714 万円余の増加になっている。対前年比の主な増減は、「受取入金金」が積極的な新規入会プロモーションにより 40 社の入会を見込んで増加となっている。それに付随し「受取会費」も増加となっている。事業収益の 1 つめ「JHFA マーク許可事業収益」は許可数の減少による減となっている。また、事業収益の 2 つ目、「GMP 工場認定事業収益」については GMP 認定工場は増加しているが、新規に申請される工場の多くが小規模の傾向で GMP 工場の審査費用は工場の規模別に設定されており、それが影響して減少となっている。「安全性自主点検認証事業収益」は 2020 年度の更新数が前年より少なくなることによる減となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」は機能性表示食品届出資料の事前点検が減り減少となっている。「特保公取協会費収益」については 2020 年度より設立予定の特定保健用食品公正取引協議会の会費収益が新たに計上されている。「出版物収益」は主に、機能性表示食品の改訂版手引書および制度詳説本の販売を計上したことで増加となっている。「機能性評価関連事業収益」は、機能性表示食品に関する研究レビューが 2019 年度は 5 機能だったものを 3 機能としたことにより減少となっている。

経常費用については、前年額より 696 万円余の増加となっている。主な増減は「給料手当」、「臨時雇賃金」、「委託費（派遣）」のいわゆる人件費の減少。「消耗品費」は、この中に公 4 事業となる特保公正取引協議会の設置にかかる経費が含まれていることにより増加となっている。「印刷製本費」は機能性表示食品制度の詳説本の作成費用が計上されたことにより増加。「広告宣伝費」は 2020 年度より開始予定の新 JHFA 制度をはじめとする新聞広告等の費用が計上されて増加となっている。「諸謝金」は GMP 工場の調査にかかる調査員への経費が増加となっている。「支払手数料」はホームページの改訂および消費者向けのページの作成費用が含まれて増加となっている。人件費関連は、役員報酬・給料手当・臨時雇賃金・退職給付費用、法定福利費、福利厚生費、派遣委託費について合計

すると全費用に対する人件費の割合は 2019 年度予算より減少している。以上の結果、前年度に比べ 18 万円余の増加となっている。

公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 82%とこれを大きく超えている。平成 30 年 3 月末現在の遊休財産額はその適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

### 3. 特定保健用食品公正取引協議会の設立準備について（事務局長）

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

評議員： 公正マークについて、資料に乗っている 4 種類のマークで決まりなのか。

事務局長： 今、消費者庁に細則を確認しているが、4 種類のマークの中から自由に選んでもらうことになる。だが、広告が違法なものであってはならないので、事務局で審査して了解したものに付けてもらうことになる。

### 4. 疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業について（部長）

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

評議員： 疾病リスクの低減表示に関しては日本国内では栄養素は 2 つしか認められていない。また、表示のし方についても厳しく決められている。諸外国をみてもこの部分に関しては非常にリミットがあると認識している。それは病気を治すかもしれないというような表示について特に気を付けなければいけないからだ。各国の調査をしたとのことだが、諸外国と比べて日本はどうであるか、その認識を基にどのような提言をしたのかポイントを教えてもらいたい。

部長： 諸外国との比較でいくと疾病リスク低減できる表示項目は日本は 2 つだが、今回調査の対象とした国では、少なくとも 5 個以上、米国だと 10 数個、1 項目についても素材が違って何種類もあるという形になっていて、日本に比べると非常に多い。項目について海外では重複して認められている。そういった意味で科学的根拠や信頼性もあるだろうということで、特保に入れる可能性はあるだろうという議論をした。表示についても、例えば米国の例だとある程度選択が

できたり付加できたりする。情報についても申請者で決められるという点にバリエーションがある。消費者に対する情報提供についても可能性が広がっている。

評議員： これだけでは内容がよくわからないので報告書は見せてもらえるのか。

部長： 消費者庁の管理になるので消費者庁が正式に公表すると見ることが出来ると思う。今後協会も機会を作り情報を提供したいと考えている。

議長： どのように持っていこうという意図を聞かせてもらえるのが一番わかりやすい。調査を実施した結果、日本は若干遅れているのではないかという感想を持ったが、調査を実施した組織の主体として消費者庁に提言をしたということなのか、報告をしたということなのか、提言をしたということであれば方向性を示していると思うがそこはどうか。

部長： 消費者庁の仕様として基礎的な資料を得たいということだった。消費者庁の方向性として、その資料を基に新年度に疾病リスク低減の保健の用途拡大に向けた検討会を実施していくということで、そのために今回協会が事業を請負、資料を整理して課題点等を示したということになる。

議長： 提言ということではなく、請け負った事業を調査して、このような形で報告したということですね。

評議員： 消費者庁からの委託事業ということであれば、公費を使った事業であるので基本的に公開されるものではないかと思うが、公開は時期の問題と捉えていいか。

部長： その通りです。

#### 5. 会員・会費体系検討委員会の報告について（部長）

- ・会員が全ての協会サービスを利用できるようにするための所属部制の見直し
- ・資本金別による会費体系の将来的な導入
- ・準会員制度の令和2年度からの導入
- ・会員のメリットとなるような事業の充実と新規事業の実施
- ・会員・会費体系については令和5年度において再確認・再検討を行う

以上をもって議案の質疑応答等を終了したので、15時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。